

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話のプロセス	←対話のプロセスの具体的内容
1-(1)-①	P23	危機管理室	防災フェア①	防災関係機関、災害協定団体による活動や取組の紹介、防災資機材の展示、各種体験コーナーを通じ、防災意識の高揚を図る。なお、令和4年度より、事業名称を防災訓練から防災フェアに改めた。	継続		A		A	A	A	事業への参加者数	A	事業説明会等で参加協力団体に、どのような協力がいただけるかの確認を行い、可能な限り意向に添えるよう努めている。
1-(1)-①	P23	公民館	クラブ連絡会育成事業①	地域のイベントに参加 公民館まつり 納涼の夕べ	継続		A		C	A	D		A	事業実施前はクラブ連絡会との会議で打ち合わせをして、お互い協力しあって実施している。
1-(1)-①	P23	公民館	公民館主催事業	各種講座(高齢者、成人、青少年等)を実施	継続		A		A	A	D		D	
1-(1)-①	P23	こども政策課	地域子育て支援センター事業①	子育てに悩みを持つ保護者及び幼児の友達づくりに、遊びの教室を開催したり、園庭開放や子育ての相談指導等を通じて、育児支援を行うもの。	継続		A		A	A	B	利用者数(人)	D	
1-(1)-①	P23	こども政策課	つどいの広場事業①	親子で集える場を提供し、保護者及び幼児の友達作りや子育ての相談、情報提供を行っている。また、子育て講座や年齢別の講座を定期的実施している。	継続		A		A	A	B	利用者数(人)	D	
1-(1)-①	P23	こども政策課	地域活動事業	保育園で、地域の子どもやお年寄りなどを招いての敬老会やクリスマス会を実施したり、園庭開放や子育て講座、子育て相談を実施するもの。	継続		A		B	A	B	利用者数(人)	D	
1-(1)-①	P23	こども政策課	子育て支援ネットワーク事業①	市立保育所のうち地域の子育て支援のブロック拠点4園を中心に家庭訪問や園庭開放などの事業を展開する。また、関係機関とのネットワークを構築し、地域の子育て支援の連携を図る。	拡充	家庭訪問対象児童の年齢(0~2歳)を令和6年度に3歳までに拡充し、令和7年度には5歳児(就学前)までに拡充した。	A		B	A	B	述べ訪問件数(件)	D	
1-(1)-①	P23	児童館	親子ふれあい事業	親子がふれあう機会を提供するために親子でともに体験する講座や教室を開催。それらを通して親子や家族間などの様々な交流、子育て支援、こどもの成長促進を図ることを目指す。	継続		A		B	A	B		A	利用者アンケート等により意向把握を行い、事業改善につなげている。 ※ただし、今後更なる効果的な方法の検討は課題である。
1-(1)-①	P23	児童館	乳幼児クラブ事業	就学前の乳幼児と保護者が一緒に楽しみ学べるレクリエーションを実施。他のこどもや保護者と交流し、子育て情報を得ることができる安心安全な居場所づくりを目的としている。	継続		B	・乳幼児クラブが受入可能数より申込数が多い(ニーズが高い)が、人的・場所的に課題があり拡充できていない。 ・支援が必要なこどもや発達に課題がある乳幼児に対応できる体制が十分に整っていない。	B	A	B		A	利用者アンケート等により意向把握を行い、事業改善につなげている。 ※ただし、今後更なる効果的な方法の検討は課題である。
1-(1)-①	P23	児童館	小・中学生育成事業	小学生の楽しく安心安全な居場所づくりと健全な育成を図り、中学生の仲間づくりや心身を育成し情操を豊かにすること目的にスポーツや学習を実施している。	継続		B	・近隣の小学生の利用は多いが、その他の地域の小学生の利用が少ない。 ・支援が必要なこどもや発達に課題があるこどもに対応できる体制が十分に整っていない。	B	A	B		A	保護者には利用者アンケート、こどもには意見箱等により意向把握を行い、事業改善につなげている。 ※ただし、今後更なる効果的な方法の検討は課題である。
1-(1)-①	P23	生涯学習課	野外活動振興事業①	青少年に対し、集団生活を通じて生活指導並びに野外活動を行い、心身ともに健全な青少年を育成する。	継続		B	参加者の確保(イベント内容の充実、周知、広報) ボランティア指導者や青少年リーダーの確保・育成等	B	B	B	各小学校へのポスター配布や広報でイベントを周知し、参加者確保に努めた	C	
1-(1)-①	P23	商工観光課	商工祭	地域事業者による特産品の販売やPR活動を通じ、消費者とのふれあいの場をつくる	継続		B		C	A	B		D	
1-(1)-①	P23	人権・市民協働課	LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーケ」①	性的マイノリティ当事者やその家族、支援者が安心して悩みや思いを共有できる居場所として定期的に開催する。	継続		B	若年層などこれまで参加したことがない人にも関心を持ってもらえるようなテーマ設定や周知広報などに工夫が必要である。	A	A	A	すべての人が自分らしく生きていくことができる社会実現のため、当事者や支援者が安心して訪れられる居場所を提供している。	A	参加者アンケートを参考に、協力団体やファシリテーター等と対話のうえで年間の事業計画を策定している。
1-(1)-②	P23	教育総務課	余裕教室利用	学校・地域・家庭・行政の協働をさらに進めるための「地域の総合拠点」として、余裕教室等をはじめ学校施設の有効活用を行う。	継続		A		A	A	A		C	
1-(1)-②	P23	公民館	公民館施設管理事業	施設・備品の改修及び更新	継続		B		B	A	D		D	
1-(1)-②	P23	金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業①	金剛地区をフィールドとした住民主体のまちづくり活動(居場所づくり、賑わいづくり、公園の魅力化等)の支援を実施するとともに、UR都市機構と共同設置している「∞KONROOM」を活用したイベントや講座を実施しながらまちづくり活動に取り組むプレイヤーの発掘・確保に努め、持続的なまちづくりが行えるよう支援している。	継続		B	地区住民の高齢化進行に伴い、担い手の硬直化と活動内容の固定化が課題となっている。地域の将来を担う若者世代の参画に課題があり、新たなまちづくり活動に取り組むプレイヤーの獲得が困難となっている。	B	A	B		B	まちづくり活動に取り組む住民等からのニーズを把握しながら支援を行っている。また委託事業者等と運営状況を共有し、課題解決に向けて議論を行っている。
1-(1)-②	P23	生涯学習課	子ども会育成連絡協議会活動(青少年対策管理事務)	市子ども会育成連絡協議会主催「チャレンジクラブ」を実施し、子ども達の自主性を引き出すとともに協調性を養い、子ども会や野外活動で活躍できるこどもを育成する。	継続		B	参加者(小学生)が減少傾向にある。参加したいと思ってもらえるような事業展開が必要か。	B	B	B	青少年の健全育成のため、ニーズを的確に把握するとともに、新たな活動に取り組んでいく。	B	団体と連携を図りながら、単位子ども会に所属するこどもを対象に事業を実施している。
1-(1)-②	P23	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	貸館事業	地域に開かれたコミュニティセンターとして、利用の向上を図る。	拡充	多文化共生・人権プラザオープンを機に時間貸しを可能とした。	B		B	A	D		D	
1-(1)-②	P23	道路公園課	公園整備事業(児童遊園新設)	地元要望等により公園施設を整備している。	継続		C	地元要望を受けて整備工事を行っているが、要望から2~3年お待ちいただいている状況である。	B	B	B		B	

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話のプロセス	←対話のプロセスの具体的内容
1-(1)-②	P23	人権・市民協働課	元気なまちづくりモデル事業補助金①	地域住民の絆を深め、地域課題の解決及び地域の活性化に資するモデル事業に対し補助金を交付する。	拡充	元気なまちづくりモデル事業補助金「市民公益活動・チャレンジプライド」として補助制度の見直しをおこない、支援メニューを追加。	B	地域課題及び地域活性化を目的とした事業の支援をするにあたり、公益性、公平性、透明性を確保した補助制度となるよう、継続して補助制度の見直しを行っていく必要がある。	C	A	A	市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域課題の解決・活性化を図る住民の自主的な事業に対し、市が補助金を交付する。	B	事業実施にあたって市民公益活動団体への情報共有をおこない、事業報告会や交流会等の機会を設けている。
1-(1)-②	P23	人権・市民協働課	子どもモザイクキャンプ	多文化共生推進事業として年1回実施。1泊キャンプを通じて外国にルーツを持つ子どもと日本の子どもとの相互交流を図り、仲間作りとエンパワメントを目指す。	継続		B	子育て世代の外国人市民が増加するなか、広く周知する必要がある。	B	A	D		D	
1-(1)-②	P23	人権・市民協働課	住民活動災害保障保険	住民団体による住民活動中に事故が発生した場合、責任者の賠償責任や入院・通院などの費用を保険で補填し、住民活動の促進と社会福祉の向上に資する。	継続		B	時代の変化や住民ニーズを把握し、補償内容を見直していく必要がある。	B	A	D		D	
1-(1)-③	P23	教育指導室	日本語指導事業	他国から編入した日本語力の十分でない児童・生徒の学習等を保障するため、在籍する学校へ日本語指導員を配置し、対象児童・生徒の日本語指導と学習環境だけでなく、母語、母文化の学習や生活面についても支援する。	継続		B	ニーズはたくさんあるものの、指導員が見つかりにくい言語があり、とんだばやし国際交流協会とも連携中である。近年、海外につながる児童生徒の転入が増えていることから、指導員の確保も含め、さらなる充実が必要である。	A	A	B	日本語指導が必要な児童・生徒のうち、日本語指導員より指導を受けることができた児童・生徒の割合	D	
1-(1)-③	P23	教育指導室	支援教育推進事業	聞こえに困難を抱える児童生徒の学習環境を保障する、補聴援助システムの導入	新規		A		B	A	D		D	
1-(1)-③	P23	障がい福祉課	手話通訳者及び要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者、音声又は言語機能障がい者と健聴者との意思の疎通を円滑にするために手話通訳者、要約筆記者を派遣することにより聴覚障がい者等の福祉の増進を図る。	継続		B	手話通訳者の育成と確保	A	A	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
1-(1)-③	P23	人権・市民協働課	外国人市民相談窓口(国際化施策推進事業)	本市に在住する外国人市民が、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口を設置することで外国人市民が本市で安心して暮らせる環境を整備し、多文化共生社会の実現を推進する	拡充	前年度は事務所の準備のみであったが令和6年度から稼働	B	人材の確保とスキルアップが課題である。また、外国人市民相談窓口を広く周知する必要がある。	A	A	A	外国人市民が生活に関する情報や相談場所に適切・迅速に到達できるよう、多言語で情報提供や相談を行っている。	A	委託事業者との情報共有を図り、相談事例から事業の改善に繋げている。また、外国人市民からの生活に関するさまざまな内容の相談への対応や、外国人市民に向けた情報発信を行っている。
1-(2)-①	P24	こども政策課	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が、お互いに助け合う子育てネットワーク。	継続		B	援助会員が不足しており、マッチングに苦慮している。	A	A	B	延べ活動件数(件)	D	
1-(2)-①	P24	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業	放課後子ども教室に変わる事業として、令和2年11月から「とんとんスタディ」を実施し、小学生の学習機会の創出や苦手意識の克服に努めている。	継続		B	大学生による学習支援活動を実施しているが、学生ボランティアの登録者が減少すると事業実施が困難になる。	B	B	B	随時大学生ボランティアの募集を行い、事業開催校の拡大や円滑な事業実施に努めている。	B	協力いただいている小学校や、ボランティア大学生を対象にアンケートを実施し、事業に反映させるなどし、事業改善に努めている。
1-(2)-①	P24	増進型地域福祉課	市民後見人養成事業①	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	継続		B	超高齢化社会を迎え、専門職後見人の不足が予想されることから引き続き、市民後見人の育成に取り組む必要がある。また、引き続き、中核機関が中心となり、成年後見制度に関する広報や相談支援、市長申立て等を含めた利用促進を進めて行く必要がある。	A	A	B	市民後見人バンク登録者数及び市民後見人受任者数	A	定期的な連絡会議を開催し、関係機関において意見交換や課題共有等を行う。また、バンク登録者研修や、市民後見人に対する日常的な相談支援及び専門相談を実施。
1-(2)-①	P24	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	男女共同参画センターグループ連絡会	男女共同参画センター連絡会運営委員会で企画した研修会を広く市民に呼びかけ実施	継続		B	PRを強化するなど、研修会への参加者の増加を図る必要がある	A	A	A	男女共同参画社会実現のため、市民と行政が一体となって意識啓発を行っている。	A	研修会の企画にあたっては、毎年運営委員会に企画を募り、会議において決定している。
1-(2)-②	P24	高齢介護課	認知症高齢者見守り事業(徘徊高齢者SOSネットワーク)	認知症の高齢者等が行方不明になった際、早期発見できるネットワークの整備とGPS発信機の貸与、みまもりあいステッカーとみまもりあいアプリの活用により行方不明高齢者等の捜索を迅速に行う。認知症に関する普及啓発、介護家族支援を行うことにより、認知症高齢者の在宅生活の継続支援を行う。	継続		B	高齢化により認知症者がより増加することが予測される中、市全体で認知症者を見守る体制の拡大が必要であり、地域住民の認知症への理解や制度の周知が不可欠である。	A	A	A	「富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例」や「第1期認知症施策推進計画」に理想像を示している。目標値:みまもりあいアプリのダウンロード数	A	SOSネットワーク加入市町村で年1回の会議を開催し、各市の状況を共有するとともに課題解決のための意見交換を実施。みまもりあいステッカーの委託先業者と定期的に意見交換を行い、みまもりあいアプリを活用した他市の取り組みや工夫を本市での事業実施の参考にしていく。
1-(2)-②	P24	高齢介護課	認知症サポーター養成講座①	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人の育成	継続		B	認知症の理解を深める第一歩として多世代を対象として開催を拡大する必要があるが、コロナ禍以降減少。	A	A	A	「富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例」や「第1期認知症施策推進計画」に理想像を示している。目標値:認知症サポーター養成者数	A	講座の講師を担う認知症キャラバン・メイトが意見交換する全体会と研修会を年2回開催し、講座開催の工夫や改善点を検討している。
1-(2)-②	P24	高齢介護課	配食サービス事業	在宅の高齢者等に対し、配食サービスを行うことにより、高齢者等の健康の維持、疾病の予防及び自立生活の質の確保を図るとともに、配食時に安否確認を行い、高齢者等が地域で安心して生活が営めるよう支援する。	継続		A		B	A	A	高齢者がバランスのとれた食事を摂取できるように加え、配達員による見守りの機能も担う事業である。	A	委託事業者と課題を共有する機会を持ち、適宜改善案を検討している。
1-(2)-②	P24	高齢介護課	認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症の人が事故等で他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したことで本人や家族が損害賠償責任を負った場合に負担を軽減する保険。保険料を市が負担。	継続		B	事業の周知が十分ではなく、必要な人が加入できていない。また適用の条件などを誤って認識している加入者が多いため制度の内容を含めた更なる周知が必要。	B	A	A	認知症の人と家族が安心して外出したり活動したりできる環境を整備する目的で実施。	A	委託先事業者と随時意見交換を行い、事業実施に関する課題や他市での事業実施方法等を本市での事業改善の参考にしていく。
1-(2)-②	P24	生涯学習課	青少年指導員による青少年健全育成(青少年対策管理事務)	青少年指導員による青少年への「愛の一声」(非行防止等啓発活動)	継続		B	青少年指導員の養成と確保。今後の事業展開について検討が必要。	C	B	B	青少年の健全育成のために、そのニーズを的確に把握するとともに、新たな活動に取り組んでいる。	B	青少年指導員は、すべて市民であり、市民対象の活動を行っている。地域活動について、参加・協力を行っている。
1-(2)-②	P24	増進型地域福祉課	官民連携による安否確認	民生委員・児童委員による地域の見守りのほか、新聞販売所や郵便局等の民間事業者と見守りに関する協定を締結し、地域における見守りの目を増やす。	継続		A		A	A	B	地域の力のみならず、事業者の力も借りて、さらに見守り目を増やすことで、病気や虐待等の異変をいち早く発見し、迅速な対応を可能とする。	D	

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	← 拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	← 施策推進上の課題	必要性① (公共性)	必要性② (市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	← 目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	← 対話のプロセスの具体的な内容
1-(2)-②	P24	環境衛生課	福祉関係ごみ収集	ふれあい収集(ごみ収集サービス)ごみ置き場までごみを持ち出すことが困難な高齢者又は障がい者のみの世帯、あるいは、高齢者及び障がい者のみの世帯に対し、戸別の収集を行う。 【平成15年7月開始】	継続		B	対象者は近年、横ばいで大きな増減はないが、収集員の高齢化が進み、退職等による収集員の確保が課題。	C	A	C		A	ごみ収集時に安否確認や、廃棄物に関する相談等を受付。
1-(2)-③	P24	金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業(金剛地区まちづくり会議)	住民主体の取組を実践する地区住民の交流等の場として、行政と市民の協働により、金剛地区まちづくり会議を開催した。	継続		B	住民主体での会議運営をめざしているが、市が主体となっている部分が多く、さらなる役割分担が必要となっている。また、まちづくり会議参加者の減少が課題となっている。	B	A	B		A	まちづくり活動に取り組む住民、委託事業者と市が定期的に会議運営に向けた打合せを実施している。
1-(2)-③	P24	生涯学習課	若者施策推進事業(若者会議)	富田林に関わりのある若者を「富田林市若者会議」の委員として委嘱し、富田林に必要な施策や取り組みなど、まちづくり全般に関する事項について検討・協議し、市に報告する。	継続		B	毎年定員を20名程度としているが、応募者の減少が傾向として見られる。	B	B	A	若者会議から市に対して提案を行う施策数を目録として設定するとともに、若者条例で掲げるまちの理想像「若者が活躍できるまちづくり」に向け、事業を実施している。	A	事務局の支援体制については随時、委員と相談し意見を反映している。後半には施策に関係する職員が会議に参加することで、より完成度の高い施策となるよう努めている。
1-(2)-③	P24	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	人権セミナー①	人権・多文化共生等を主題に、市民と職員が同じテーブルで学びあう等で市民と共通の課題意識を持ち、市民及び職員の人権意識の向上を目指す。	継続		B	多文化共生に向けた地域づくりが求められている。	A	A	A	人権意識の向上に向けて、テーマ・内容を工夫している。	A	とんだばやし国際交流協会と共催している。
1-(2)-③	P24	増進型地域福祉課	校区担当職員事業	地域福祉計画の基本理念である増進型地域福祉を推進するために、令和2年7月から開始した校区担当職員事業において、16小学校区毎に行われる校区交流会議に校区担当職員が参加(1班2人体制で8班編成)し、校区プログラムの企画・実践の支援等を行う。	拡充	全部局管理職16名に加え、新たに本課一般職員8名を任命し、3人1班体制に強化した。	A	校区担当職員は管理職から選任しているが、校区交流会議の開催が活発になることで、業務負担が大きくなるのが課題となっている。	A	A	A	地域と行政のパイプ役として校区担当職員が地域に参加し、参加者同士のコミュニケーションを醸成したうえで校区プログラムの実践につながる。「校区プログラムの実践数」や「会議の参加数」などの「量的な評価」を行う。	A	地域と行政のパイプ役として校区担当職員が地域に参加し、参加者同士のコミュニケーションを醸成し、そのプロセスを通じて「住民同士の関係」や「住民と行政の関係」、「住民の主体形成や連携力」など、数値では測ることのできない「質的な評価」を行う。
1-(2)-③	P24	増進型地域福祉課	民生委員等事務①	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させる為の支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	継続		B	民生委員・児童委員や保護司ともに高齢化が進み、次の担い手が不足している。	A	A	B	民生委員・児童委員や保護司について、行政とともに地域福祉向上の一翼を担っていただけるよう担い手の確保や活動環境の改善を図るとともに、市の施策につき各お立場からのご提言をいただく。	A	各会の代表者(理事・幹事等)を中心に、委員の活動環境の改善に向けた意見交換を行ったり、企画への協力を行っている。
1-(2)-③	P24	人権・市民協働課	町総代会関係事務①	行政と町会・自治会等の連携を緊密にすることで市政の円滑な推進と福祉の増進、生活環境の向上を図る。	継続		A		C	A	A	住民自治の推進のため、運営や活動の支援をおこなうことで、地域コミュニティの活性化を図っている。	A	町総代会との連携を緊密にし、情報共有をおこなうことで、地域福祉の増進、市民生活の向上を図り、地域コミュニティの活性化に繋げている。
1-(2)-③	P24	人権・市民協働課	外国人市民会議	国籍や民族にかかわらず誰もが住みやすいまちをめざして、外国人市民の意見を反映したまちづくりを進める。	継続		A		B	A	A	多文化共生のまちの実現のため、3年毎にテーマを決めて、毎年4回の外国人市民会議を開催している。	A	「外国人市民会議」では、地域で生活する外国人市民が委員として参画し、その声を市政に反映できる仕組みとして開催している。
2-(1)-①	P25	公民館	クラブ連絡会育成事業②	クラブ体験月間 こどもクラブ体験教室	継続		A		C	A	D		A	事業実施前はクラブ連絡会との会議で打ち合わせをして、お互い協力しあって実施している。
2-(1)-①	P25	金剛地区再生室	金剛地区再生指針推進事業③	金剛地区をフィールドとした住民主体のまちづくり活動(居場所づくり、賑わいづくり、公園の魅力化等)の支援を実施するとともに、UR都市機構と共同設置している「∞KONROOM」を活用したイベントや講座を実施しながらまちづくり活動に取り組むプレイヤーの発掘・確保に努め、持続的なまちづくりが行えるよう支援している。	継続		B	地区住民の高齢化進行に伴い、担い手の硬直化と活動内容の固定化が課題となっている。地域の将来を担う若者世代の参画に課題があり、新たなまちづくり活動に取り組むプレイヤーの獲得が困難となっている。	B	A	B		B	まちづくり活動に取り組む住民等からのニーズを把握しながら支援を行っている。また委託事業者等と運営状況を共有し、課題解決に向けて議論を行っている。
2-(1)-①	P25	生涯学習課	出前講座	市民が、「知りたい」「聞きたい」市の事業や制度を「出前講座メニュー」から選び、市の職員が出向いてお話しする。	継続		B	講座のメニューを充実させるとともに、市民に広く周知していくことが必要である。	B	A	A	市政に関する市民の理解を深め、主体的な市民参加と協働によるまちづくりを進めるとともに、市民の学習機会の充実を図る	D	
2-(1)-①	P25	道路公園課	市道アドブ・ロード事業	富田林市が管理する道路等の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が自主的に清掃等の美化活動を行うもの。市は活動団体に、看板の設置、保険の加入、清掃ゴミの回収、備品の支給などを行っている。	継続		B	近年参加団体が増えていない。	B	B	B		B	
2-(1)-①	P25	環境衛生課	石川をうつくしくする市民運動事業	3月第1日曜日に石川河川敷及びその支流の河川清掃を実施	継続		B		B	A	C		A	市民団体でつくる協議会において、環境美化活動について協議し進めている。
2-(1)-①	P25	文化財課	歴史資料保存活用事業	市民の文化財保護意識を高めるため、埋蔵文化財や古文書、民俗資料資料等の歴史資料の整理・保存及び活用を図り、文化財の普及啓発に努める。	継続		B		B	A	B		B	
2-(1)-①	P25	文化財課	じないまち関連事業	富田林寺内町や周辺に位置する文化財施設(旧杉山家住宅、寺内町センター、じないまち交流館、じないまち展望広場、旧田中家住宅)の特色を最大限に生かしながら、一体的に維持管理、運営することで、富田林寺内町が多くの人で賑わい、交流が生まれる機会を創出する。	継続		B		A	B	B		B	
2-(1)-①	P25	教育指導室	地域による学校教育支援事業	各中学校区において、地域の方を中心に学校支援ボランティアを組織し、学校教育に関わるより多くの、かつ多様な支援活動を行う事業	継続		A	学校・地域・家庭の総合的な教育力の再構築を図る地域教育協議会の運営や地域人材の確保、活用のための支援を継続していくことが必要である。	B	A	D		A	地域教育協議会やコミュニティスクールを活用し、学校支援に関する取組みについて話をする機会を設け、よりよい事業となるよう協働している。

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話のプロセス	←対話のプロセスの具体的な内容	
2-(1)-②	P25	高齢介護課	介護予防サポーター養成講座①	集会所等で住民が自主的・継続的に開催する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」に出向き、運動・口腔・栄養等の介護予防の知識とその方法を参加者に伝える市民による有償ボランティアを養成する。	継続		A		B	A	A	介護予防サポーターが、地域介護予防普及教室の運営を支援し、高齢者が地域で自発的・継続的に介護予防活動を継続できる環境を整備するとともに、介護予防サポーター自身の役割実現、健康増進にもつながる事業である。	A	市民ボランティアである介護予防サポーターと、地域の介護予防教室について課題共有や改善策の検討を定期的に行っている。	
2-(1)-②	P25	高齢介護課	認知症サポーター養成講座②	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人の育成	継続		B	認知症の理解を深める第一歩として多世代を対象として開催を拡大する必要があるが、コロナ禍以降減少。	A	A	A	「富田林市認知症と伴にあゆむ笑顔のまち条例」や「第1期認知症施策推進計画」に理想像を示している。 目標値：認知症サポーター養成者数	A	講座の講師を担う認知症キャラバン・メイトが意見交換する全体会と研修会を年2回開催し、講座開催の工夫や改善点を検討している。	
2-(1)-②	P25	人権・市民協働課	平和を考える戦争展	戦争展において平和記念講演会を毎年開催し、地域の戦争体験者による講演と参加者との交流を図る。	継続		B	地域から戦争体験者が少なくなるなかで、戦争の悲惨さを語り継ぐ方策の検討を続ける必要がある。	B	A	A	戦争や核兵器のない平和な世界の実現のため、戦争体験者が減りつつある中で、戦争の実相を伝えている。	A	企画展は、前年度の戦争展のアンケートも参考に実施内容を検討している。	
2-(1)-②	P25	図書館(金剛)	①音声訳ボランティア養成講習会(実践編 全6回) ②子育て支援と子ども読書推進事業「子どもの心を育てる、絵本とおはなし」(全5回)	①音声訳技術を修得し、障がい者への録音図書(デジタイズ図書)の作製や対面朗読を行うボランティア養成を目的とした講習会を行い、ボランティアの育成に努めている。 ②子どもに関わる大人(親、祖父母、ボランティアなど)が絵本についての知識と楽しさを学ぶ。子どもと絵本をつなぐ大人を育成し、より豊かな読書環境と子育て環境づくりを目的とする。	継続		A	会場の広さや、講師、参加者の高齢化が課題である。	A	A	C	A	音声訳ボランティア・乳幼児サービスボランティア・おはなしの会の「読み手」を養成する講座を開催し、市民ボランティアを育成・確保・スキルアップを図り、協働で事業を実施している。 図書館に関わる市民団体の会議に職員も参加し、情報共有し連携を深めている。	A	
2-(2)-①	P26	公民館	クラブ連絡会育成事業③	クラブ連絡会理事会 クラブ連絡会役員会 クラブ連絡会定期総会 等	継続		A		C	A	D		A	各会を実施する前は打ち合わせをして、会の運営がスムーズにできるように実施している。	
2-(2)-①	P26	公民館	学級講座のクラブ化	講座終了後、有志で団体登録し、クラブとして活動する	継続		B		A	A	D		A	クラブ化できるように団体登録の方法や今後の活動について説明を行う	
2-(2)-①	P26	人権・市民協働課	市民公益活動支援センター①	市内で活動する市民公益活動団体に対し、相談業務や情報提供、講座の実施、備品貸出、活動場所の提供などの支援を行っている。	継続		B	団体間の連携促進や、市民公益活動の担い手の発掘・育成、組織化支援など一層の取り組みが必要である。	B	A	A	市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、さまざまな主体の間に立ち、その活動を支援している。	A	委託事業ではあるが、「ひろとん」や「Mira-ton」(ミラトンダッシュ)においては、企画段階から市も話し合いに参加している。	
2-(2)-①	P26	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	男女共同参画センターグループ登録	男女共同参画社会の形成に寄与する活動を行うグループを支援する	継続		B	登録グループがあまり増えないなかで、グループ活動に対する支援のあり方を検討する必要がある。	A	A	A	男女共同参画社会実現のための活動を行う市民グループに対し、活動場所の提供等の支援をしている。	A	希望する登録グループと市が協働して、研修会を実施している。	
2-(2)-②	P26	高齢介護課	生活支援コーディネーター	日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握、地域活動の立ち上げ及び継続支援を行い、地域の生活支援等サービスの充実を図る。	継続		B	高齢者の個別ニーズと地域資源のマッチング機能の強化及び課題抽出機能の強化が必要。	A	A	A	「人」と「場所」と「情報」をマッチングする機能を担っており、元気な高齢者やフレイルから脱却した高齢者が、自身の特技や技能を活かして地域で活躍できるようになることが目的である。	A	定期的に生活支援コーディネーター連絡会議を行い、業務課題の共有や改善策について検討している。課題に対する改善策について検討する場として、庁内関係課や生活支援サービスに係る関係機関が参加する第1層及び第2層協議体を設置している。	
2-(2)-②	P26	増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業①	地域福祉コーディネーターを配置し、CSWの業務及び地域福祉の状況を分析し、地域の福祉活動者等の把握と活動支援に寄与するとともに、地域福祉活動の推進や組織化を図る。	継続		B	世帯全体の抱える課題が複雑・多様化し、ヤングケアラーや8050問題等、特定分野のみで支援することが困難になっていることから、分野横断的な対応が求められる。	A	A	A	世代や属性を超えて参加できる場や居場所の確保など、既存の社会資源への働きかけや拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる。	A	地域の担い手となる地域活動者や関係機関と協働し、個別ニーズの把握や、状態に合った支援メニューをつくり、本人と参加の場のマッチングや地域とのつながりづくりを行う。	
2-(3)-①	P27	公民館	諸団体のチラシ・ポスター掲示	諸団体のチラシ配架・ポスター掲示	継続		A		C	A	D		D		
2-(3)-①	P27	人権・市民協働課	市民公益活動支援センター②	市内で活動する市民公益活動団体に対し、相談業務や情報提供、講座の実施、備品貸出、活動場所の提供などの支援を行っている。	継続		B	団体間の連携促進や、市民公益活動の担い手の発掘・育成、組織化支援など一層の取り組みが必要である。	B	A	A	市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、さまざまな主体の間に立ち、その活動を支援している。	A	委託事業ではあるが、「ひろとん」や「Mira-ton」(ミラトンダッシュ)においては、企画段階から市も話し合いに参加している。	
2-(3)-①	P27	人権・市民協働課	南河内の集い	地域活動の活性化を目指し、南河内の3市が集い、地域の市民活動情報を共有している。	継続		B	自治体の境界線を越えて存在する課題を発掘し、市民公益活動をより一層活性化させるため、事業内容の充実を図る必要がある。	B	C	D		D		
2-(3)-②	P27	高齢介護課	介護予防サポーター養成講座②	集会所等で住民が自主的・継続的に開催する地域介護予防普及教室「笑顔はつらつ教室」に出向き、運動・口腔・栄養等の介護予防の知識とその方法を参加者に伝える市民による有償ボランティアを養成する。	継続		A		B	A	A	介護予防サポーターが、地域介護予防普及教室の運営を支援し、高齢者が地域で自発的・継続的に介護予防活動を継続できる環境を整備するとともに、介護予防サポーター自身の役割実現、健康増進にもつながる事業である。	A	市民ボランティアである介護予防サポーターと、地域の介護予防教室について課題共有や改善策の検討を定期的に行っている。	
2-(3)-②	P27	高齢介護課	生活支援サービス従事者研修	介護の専門資格を持たない人も訪問型サービスAの指定事業所で生活支援サービスに従事できる人材を養成し、多様な人が担い手として活躍できる体制を構築する。	継続		B	参加者少なく開催を見送った回がある。周知方法や開催方法について検討が必要。	A	C	A	地域住民や元気な高齢者が、専門の資格を所持しなくても生活支援に関する仕事に就けるとともに、重度者への支援は介護専門職が実施できるようにすることで介護人材の確保の一助になる事業である。	A	委託先事業者と意見交換を行い、事業実施に関する課題や他市での事業実施方法等を参考に事業改善の検討を行う。	
2-(3)-②	P27	高齢介護課	シルバー人材センター運営支援	高齢者の生きがいづくりにつながる就業機会の確保と適正な就業が推進されるよう支援する。	継続		B	コロナ以後減少していた会員数が徐々に回復傾向にあるが、高齢者の生きがい図割につながる事業として、会員数の獲得と事業の活性化が必要。	C	B	A	高齢者が自身の能力や技術を発揮し、高齢期にも地域で活躍できる環境を整備する役割を担うシルバー人材センターの運営を支援する事業である。	B	地域づくり、地域課題を検討する会議への参加や事業運営について検討する場を持っているが、改善には至っていない。	

● 評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	← 拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	← 施策推進上の課題	必要性① (公共性)	必要性② (市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	← 目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	← 対話的プロセスの具体的内容
2-(3)-②	P27	生涯学習課	野外活動振興事業②	青少年に対し、集団生活を通じて生活指導並びに野外活動を行い、心身ともに健全な青少年を育成する。	継続		B	参加者の確保(イベント内容の充実、周知、広報) ボランティア指導者や青少年リーダーの確保・育成等	B	B	B	各小学校へのポスター配布や広報でイベントを周知し、参加者確保に努めた。また、イベント内容を変更し、参加するハードルを下げるように変更する	C	
2-(3)-②	P27	生涯学習課	若者施策推進事業(こことん)	若者会議の任期が終了した委員のうち、引き続き本市のまちづくりに参加したいとの意向をお持ちの方を対象に、令和4年に若者会議OB・OG会「心はいつも富田林」(愛称:こことん)を創設した。	継続		B	第3期で提案され、実施に至った施策について、今年度もこことん委員の協力により、事業を実施することができた。	B	B	A	当初、OB・OG会創設の予定はなかったが、第1期の委員より、引き続き富田林のまちづくりに関わりたいという強い要望があり創設。 現在も富田林のまちづくりに寄与している。	A	運営は委員が主体となって行っており、地域との繋がりがりづりや市からの必要な支援について、随時活動に活かしている。
2-(3)-②	P27	人権・市民協働課	元気なまちづくりモデル事業補助金②	地域住民の絆を深め、地域課題の解決及び地域の活性化に資するモデル事業に対し補助金を交付する。	拡充	元気なまちづくりモデル事業補助金「市民公益活動・チャレンジプライド」として補助制度の見直しをおこない、支援メニューを追加。	B	地域課題及び地域活性化を目的とした事業の支援をするにあたり、公益性、公平性、透明性を確保した補助制度となるよう、継続して補助制度の見直しを行っていく必要がある。	C	A	A	市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域課題の解決・活性化を図る住民の自主的な事業に対し、市が補助金を交付する。	B	事業実施にあたって市民公益活動団体への情報共有をおこない、事業報告会や交流会等の機会を設けている。
3-(1)-①	P28	障がい福祉課	手話施策の推進	情報入手が困難になりがちな聴覚障がい者について、手話を加えた動画配信などに努め、情報を届けるための取組を推進する。	継続		B	動画作成時間の確保や検討	A	A	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
3-(1)-①	P28	障がい福祉課	福祉の手引き等を活用した情報提供の推進	障がい者福祉施策に関して、「福祉の手引き」等を活用し、わかりやすい情報提供を行う。	継続		A		B	C	B	障害者への理解促進や対象者を取り巻く諸制度も含めたアプローチを展開していく	C	
3-(1)-①	P28	都市魅力課	伝わる広報活動	毎月の広報誌発行、市ウェブサイトの管理、メール配信サービス	継続		A		A	A	B	市ウェブサイトの閲覧件数	A	毎月の広報誌発行、市ウェブサイト・SNSの更新、メール配信サービス
3-(1)-①	P28	図書館(共通)	①録音図書(金剛図書館) ②身体障がい者ゆうメール個人貸出 ③LLブック(やさしく読める)の収集とコーナー設置 ④LLブック版の図書館利用案内作成と配布 ⑤対面朗読(中央図書館)	①ボランティア団体に依頼し、録音図書の作製・提供を行っている。録音図書は、視覚障がい者を対象に郵送貸出している。 ②身体が不自由なため図書館に来院できない方に資料を郵送にて貸出する。 ③知的障がいや自閉症、学習障がいなど通常の活字図書の利用が困難な人が理解しやすいように、図や写真を多様するなど工夫したLLブックを収集し、コーナーを金剛図書館に設置している。 ④近畿視覚障害者情報サービス研究協議会「LLブック特別研究グループ」の協力により作成した。通常の活字図書の利用が困難な方に、図書館の利用の方法を伝え、様々な情報に触れ豊かな暮らしをおくる助けとなることを目指す。 ⑤音声訳ボランティアグループに依頼し、視覚障がい者を対象に図書館施設内で希望される図書を朗読し、必要な情報を提供している。	継続		A	録音図書の作製や、対面朗読に提供できる部屋が少なく、複数の団体に利用希望日がかかることが課題。また、録音図書作製のための防音装置の備わった部屋の確保が望まれる。転出などで今まで利用していた対象者が減少し、新しい利用者も少ない。当事業について広く知ってもらうことが必要である。	A	C	C		A	録音図書の作製や対面朗読を行うボランティア団体と毎月1回の例会をもち、図書館職員が出席して情報交換を行い、実施する事業について検証し、内容についても確認を行っている。
3-(1)-①	P28	人権・市民協働課	窓口ちらし翻訳業務	「市業務案内」では対応できないような緊急の情報などについて担当課からの依頼に応じて翻訳する。	継続		B	外国人市民が増加するなか、多言語や「やさしい日本語」での対応が求められている。	A	A	A	多文化共生のまちづくりに寄与するため、日本語の理解が十分でない人に、行政サービスを提供できるよう、情報を多言語化する。	A	行政情報が多言語化されることで、コミュニケーションが図られている。
3-(1)-①	P28	人権・市民協働課	通訳・翻訳サポート事業	多文化共生推進事業として実施。外国人市民が、市役所、保育園、幼稚園、学校、保健センター、その他公的機関の窓口で円滑に申請や手続きが行えるよう、多言語での翻訳及び通訳者を派遣する。なお、外国人市民及び公的機関から依頼があった言語への対応については依頼者と調整を図る。	継続		B	人材の確保とスキルアップが課題である。	A	A	A	多文化共生のまちづくりに寄与するため、日本語の理解が十分でない人のコミュニケーションを支援している。	A	依頼者のニーズに応じて、通訳や翻訳を行っている。
3-(1)-①	P28	人権・市民協働課	やさしい日本語による情報提供	多言語や「やさしい日本語」で、緊急情報や市役所での手続きなどを掲載した「外国人市民のための生活ガイドブック」を作成し、配布している。また、行政からの情報や生活に必要な情報をFacebookページ「やさしいとんだばやし」で発信。	継続		B	外国人市民が増加しているなかで、地域社会においても多文化共生に対する理解を広げていくことが必要	A	A	A	多文化共生のまちづくりに寄与するため、日本語の理解が十分でない人にもわかりやすい日本語で行政情報を提供している。	A	外国人市民会議での意見をうけ、やさしい日本語で情報発信するfacebookページでの情報発信をおこなっている。
3-(1)-①	P28	高齢介護課	認知症総合支援事業	認知症の症状や進行に合わせて受けることができる医療や介護サービスをまとめた「認知症ケアパス」の作成	新規		A	認知症ケアパスの認知度が低い。	B	A	B	第9期介護保険事業計画において「認知症ケアパスの利用状況」を指標とした目標を掲げている。	A	「認知症施策に関する意見交換会『MEET★ミーティング』」において市民、関係機関、事業者、地域組織の各立場から出された意見を反映して作成。
3-(1)-②	P28	増進型地域福祉課	民生委員等事務②	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させるための支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	継続		B	民生委員・児童委員は、非常勤の特別職の地方公務員ということで、デジタル媒体等を活用するなど、迅速で様々な情報提供に努めているが、改善の余地はある。	A	A	B	民生委員・児童委員や保護司について、行政とともに地域福祉向上の一翼を担っていたり担い手の確保や活動環境の改善を図るとともに、市の施策につき各お立場からのご提言をいただく。	A	各会の代表者(理事・幹事等)を中心に、委員の活動環境の改善に向けた意見交換を行ったり、企画への協力を行っている。
3-(1)-②	P28	人権・市民協働課	町総代会関係事務②	行政と町会・自治会等の連携を緊密にすることで市政の円滑な推進と福祉の増進、生活環境の向上を図る。	継続		A		C	A	A	住民自治の推進のため、運営や活動の支援をおこなうことで、地域コミュニティの活性化を図っている。	A	町総代会との連携を緊密にし、情報共有をおこなうことで、地域福祉の増進、市民生活の向上を図り、地域コミュニティの活性化に繋げている。
3-(2)-①	P29	健康づくり推進課	両親教室	妊婦とその家族を対象に、専門職による講座や沐浴実習、個別相談などを実施している。	継続		A		A	A	B	利用者上限枠に対する参加率	B	事業終了後に、参加者にアンケートを実施している。
3-(2)-①	P29	健康づくり推進課	育児教室	離乳食や幼児食の講座、専門職による個別相談などを実施している。	継続		A		A	B	B	利用者上限枠に対する参加率	C	

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話のプロセス	←対話のプロセスの具体的内容
3-(2)-①	P29	健康づくり推進課	子育て相談会	就学前までの子どもをもつ家庭を対象に、専門職による個別相談を実施している。	継続		A		A	A	B	利用者上限枠に対する参加率	C	
3-(2)-①	P29	高齢介護課	地域包括支援センター業務	住み慣れた地域で高齢者の生活を総合的に支援するため、ワンストップで応じる総合相談や多職種連携のネットワークづくりを行う	継続		B	複雑化、複合化する高齢者の生活課題に対して、相談支援体制の強化が必要。福祉専門職の人材不足により、人員の確保が課題となっている。	A	A	A	地域包括ケアシステムの構築により、高齢者が安心して地域で安全に生活できることを目的として実施する業務である。	A	毎月連絡会議を行い、事業課題の共有、対応策の検討を行っている。年2回の運営協議会により市民の代表者の意見をもとに運営改善を行っている。
3-(2)-①	P29	高齢介護課	在宅介護支援センター	在宅で生活する高齢者やその家族の生活上の心配事や介護について、電話や訪問で相談に対応し、市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら必要な介護・福祉サービス等が利用できるような支援を行う	継続		C	令和5年度より6か所から8か所に増加させたが、運営法人の人材不足を理由に令和7年度には2か所が廃止となった。	B	A	A	地域包括支援センターと同様に、高齢者や家族を対象とした相談業務を担い、高齢者が安心して地域で安全に生活できることを目的とした、より地域に密着した業務である。	A	定期的に事業担当者及び運営法人との対話機会を設け、事業課題及び対応策の検討を行っている。
3-(2)-①	P29	こども政策課	地域子育て支援センター事業②	子育てに悩みを持つ保護者及び幼児の友達づくりに、遊びの教室を開催したり、園庭開放や子育ての相談指導等を通じて、育児支援を行うもの。	継続		A		A	A	B	利用者数(人)	D	
3-(2)-①	P29	こども政策課	つどいの広場事業②	親子で集える場を提供し、保護者及び幼児の友達作りや子育ての相談、情報提供を行っている。また、子育て講座や年齢別の講座を定期的実施している。	継続		A		A	A	B	利用者数(人)	D	
3-(2)-①	P29	こども政策課	母子自立支援プログラム策定事業(母子自立支援による相談業務)	母子・父子自立支援員が相談に応じる中で、児童扶養手当受給者の自立促進のため、プログラム策定として決め細やかに継続的な自立・就業支援を行う	継続		A		A	A	B	利用者数(人)	D	
3-(2)-①	P29	子育て応援課	児童家庭相談	家庭における18歳未満の児童の養育等の子育て相談、発達相談、及び児童自身の相談に応じる等児童家庭相談体制の充実を図る。	継続		B	複雑化・多様化している相談内容が多くなっていることから、より専門的な知識や対応が必要。	A	A	B	相談延べ件数(件)	D	
3-(2)-①	P29	子育て応援課	幼児健全発達支援事業	フォローが必要な幼児の健全な育成・発達を助長し、保護者の相談に応じ、育児不安等の解消を図る。	継続		B	新規の利用者を増やすこと(教室を必要とする親子とどう繋がるか)。継続的に参加することが難しい保護者への対応。	B	A	B	チューリップ教室利用延べ見数(人)	D	
3-(2)-①	P29	子育て応援課	こども・子育て応援センター事業	すべての妊婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援機能を有する機関として「富田林市こども・子育て応援センター」を設置	新規		B	令和6年7月「富田林市こども・子育て応援センター」の設置に伴い、今後センターの周知や相談対応を行う相談員の資質向上、関係機関との連携及びネットワークの構築等相談支援体制の構築が必要不可欠。	A	C	B	地域子育て相談機関における相談対応延べ件数(件)	D	
3-(2)-①	P29	生涯学習課	子ども・若者支援事業①	子ども若者育成支援推進法に基づき若者のひきこもり対策事業及び若者の視点を生かした若者支援事業を実施する。ひきこもり対策の充実のため、ひきこもり当事者を支援につなげるための居場所の提供や家族会の開催を行う。	継続		B	子ども若者育成支援推進法に基づき若者のひきこもり対策事業として、実施しているが、8050問題があるように対象者が高齢化しており、若者以外の相談も広く受け入れている現状がある。担当課には、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職が配置されておらず、福祉施策(障がい、生活保護、生活困窮)などの知識や経験がないため、福祉部門との連携が難しい。	B	B	B	高齢、福祉部門や就労支援との連携の充実など横断的な対策に取り組んでいる。	B	ひきこもり相談窓口を委託している4事業者と連携を図っている。ひきこもり事業はチラシや市ウェブサイトで情報発信に努めている。
3-(2)-①	P29	障がい福祉課	障がい者相談支援事業	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者(児)や保護者からの生活や就労に係る相談に応じるため、相談支援の業務を委託している。	継続		A	多様かつ複雑化する相談ニーズの一方で相談員従事者の慢性的な人材不足が大きな問題となっており特に若年層の従事者不足	B	A	B	障害者への理解促進や普及啓発事業を継続的に実施し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	B	各部会等を通じた関係機関との課題整理や解決方法について共有する場の整備を行っている。
3-(2)-①	P29	障がい福祉課	障がい者相談員への相談業務の委託	身体障がい者相談員(当事者)、知的障がい者相談員(保護者)を市から委託し、身近な問題について、各種相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、福祉事務所・子ども家庭センター等関係機関の業務に協力いただいている。 ※精神障がい者相談員は、大阪府より委託。	継続		A	相談員従事者の慢性的な人材不足、若年層の相談員不足	B	A	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
3-(2)-①	P29	障がい福祉課	ろうあ者福祉指導員設置事業	市とろうあ者との意思の疎通を図り、更生のための相談に応じ、必要な指導を行う指導員を障がい福祉課に配置している。	継続		A	慢性的な指導員不足	B	A	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	B	社会資源である制度、教育、医療、介護、職場、個人的な問題や悩みに至るまでの相談対応を行っている。
3-(2)-①	P29	商工観光課	消費者相談	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)に消費生活専門相談員による相談を実施している	継続		B		A	A	D		D	
3-(2)-①	P29	商工観光課	労働相談事業	労働問題に関する様々な相談に応じる。社会保険労務士会に業務委託。毎月第2木曜日開催	継続		B		B	A	B		D	
3-(2)-①	P29	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	総合生活相談事業(人権相談)	人権侵害を受け、または受ける恐れのある市民が自らの主体的な判断により課題を解決できるように相談内容に応じた適切な助言や情報提供及び関係機関への誘導等により支援する。(匿名での面接及び電話相談可)	継続		B	より多くの人々が利用いただけるよう相談事業の周知が必要。	A	A	D		D	
3-(2)-①	P29	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	総合生活相談事業(生活相談事業)	生活上の様々な課題や住民のニーズ等の発見、対応をする。相談対象者の自立支援のため専門的支援事業を検討及び関係機関との連携を図り適切な助言、指導を行う。(匿名での面接及び電話相談可)	継続		B	より多くの人々が利用いただけるよう相談事業の周知が必要。	A	A	D		D	

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	←対話的プロセスの具体的内容
3-(2)-①	P29	増進型地域福祉課	民生委員等事務③	民生委員児童委員協議会・保護司会に対して、団体活動を充実させる為の支援を行うことで、地域福祉の推進を図る。	継続		B	令和3年度から保護司会がサポートセンターを設置したが、市民への周知が十分にできていない。	A	A	B	民生委員・児童委員や保護司について、行政とともに地域福祉向上の一翼を担っていたり、担い手の確保や活動環境の改善を図るとともに、市の施策につき各お立場からのご提言をいただく。	A	各会の代表者(理事・幹事等)を中心に、委員の活動環境の改善に向けた意見交換を行ったり、企画への協力を行っている。
3-(2)-①	P29	増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業②	各小学校区単位での「福祉なんでも相談窓口(校区型)」の拡充に取り組むとともに、各圏域に専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口(圏域型)」の設置を進めている。	継続		B	小学校区レベルと、日常生活圏域レベルでの、二層体制での相談支援体制を推進しており、全小学校で福祉なんでも相談を実施している。全校区で毎月開催に向け、段階的に頻度を増やしている。	A	A	B	地域の福祉関係者や団体等と連携のもと、地域住民に最も身近で気軽に相談できる「福祉なんでも相談窓口」を、市内16小学校区ごとに開設を進めている。	B	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮などの福祉部局に加え、教育部局等も含めた全庁横断的な相談支援体制の構築が求められる。
3-(2)-①	P29	都市魅力課	市民相談事務	職員による窓口・電話相談、専門相談として弁護士・司法書士による相談の実施	継続		A		A	A	B	各種市民相談総件数	A	相談窓口やメールや手紙、意見箱などによって直接意見をお聞きすることができる取り組みを行っています。
3-(2)-①	P29	人権・市民協働課	男女共同参画推進事務	女性のための弁護士相談の開始	新規	女性の悩み相談に求められる方からの法的な相談も多くあるため、専門的な知識のある弁護士への法律相談の実施。また、相談は、女性弁護士が対応。	B	相談内容の複雑・多様化といった状況で法的な相談が増え、専門的な知識を持つ相談員が求められるため。	A	A	D	相談対応件数	D	
3-(2)-①	P29	人権・市民協働課	相談事業	人権擁護委員による人権相談「人権なんでも相談」カウンセラーによる女性の悩み相談 女性相談員による女性のための電話相談の実施	継続		B	相談内容の複雑・多様・長期化といった状況や新たな課題が発生しているなかで、身近な相談窓口として充実や機能の向上が求められている	A	A	D		D	
3-(2)-②	P29	健康づくり推進課	自殺対策(自殺対策連絡会議)	地域におけるネットワークを強化するための自殺対策連絡会議を年2回開催	継続		B	開催回数や方法について工夫検討が必要	B	C	B	富田林市における自殺死亡率	B	令和6年度の連絡会議は1回実施し情報を共有した。
3-(2)-②	P29	こども政策課	子育て支援ネットワーク事業②	市立保育所のうち地域の子育て支援のブロック拠点4園を中心に家庭訪問や園庭開放などの事業を展開する。また、関係機関とのネットワークを構築し、地域の子育て支援の連携を図る。	拡充	家庭訪問対象児童の年齢(0~2歳)を令和6年度に3歳までに拡充し、令和7年度には5歳児(就学前)までに拡充した。	A		B	A	B	述べ訪問件数(件)	D	
3-(2)-②	P29	子育て応援課	要保護児童対策地域協議会	保健、福祉、医療、教育、警察等児童の関係機関が連携して、児童虐待の予防・発見・援助等を行う。	継続		B	令和4年6月に発生した死亡事案について府の検証会議において職員体制、アセスメント力、要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携等に関する指摘を受けた。令和4年7月以降、職員数は増加しているが、経験年数が浅いため、日々のケース対応には苦慮している。	A	C	B	児童虐待対応件数(件)	D	
3-(2)-②	P29	こども政策課	子育て支援ネットワーク会議・ブロック会議	市内を4ブロックに分け、保育園・幼稚園・NPO・民生委員児童委員など地域で子育て支援の活動をしている機関が集まり数ヶ月おきに会議を開いて、子育てのしやすい地域づくりに取り組んでいる。また年数回、各機関の代表者が集まるネットワーク会議を開催している	継続		A		B	A	C		D	
3-(2)-②	P29	増進型地域福祉課	コミュニティソーシャルワーカー設置事業③	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係課の横断的な連携による包括的な相談支援体制の整備する。	継続		B	世帯全体の抱える課題が複雑・多様化し、ヤングケアラーや8050問題等、特定分野のみで支援することが困難になっていることから、分野横断的な対応が求められている。	A	A	B	複合的な課題や制度の挟間の支援ニーズに対応できるよう、福祉部局に限らず、全庁横断的なネットワークの構築に努め、潜在的な対象者の早期発見や個々の状況に寄り添った伴走型の支援を行う。	B	高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野の専門機関や市関係課を招集し、圏域ごとに増進型地域福祉ネットワーク会議を開催している。

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	←対話的プロセスの具体的内容
3-(3)-①	P30	広域福祉課	・指定障がい福祉サービス事業者等及び指定居宅サービス事業者等への運営指導 ・有料老人ホームへの立入検査	事業者に対して苦情の受付や受付後の処理体制を確認し、未整備の場合は整備を促す。	継続		A		B	C	D		D	
3-(3)-①	P30	障がい福祉課	事業者指導(地域生活支援事業等)	利用者が、適切で質の高い福祉サービスを安心して受けられるよう、地域生活支援事業を提供する事業者への指導・助言・情報提供等を行う。	継続		A		A	B	B	適正給付に係る情報を発信し、障害者自身が安心してサービス利用できる仕組みをつくる	C	
3-(3)-①	P30	こども育成課	幼稚園・保育所への指導	利用者が安心してサービスの利用ができるよう、幼稚園・保育施設等に対し指導や助言、情報提供等を行う。	継続		B	利用者の潜在的な要望が多岐に渡るため対応しきれない	B	C	D		D	
3-(3)-①	P30	こども育成課	保育所一般運営事務	医療的ケアが必要な児童の保育に対応する看護師の任用	継続		D	採用の募集をかけるが、人材がみつからない。(聞き取り内容)	A	C	C		D	
3-(3)-①	P30	高齢介護課	地域密着型サービスの指定・指導	地域密着型サービスの適正な運営を確保するため「富田林市地域密着型サービス運営委員会」から意見を聞きながら広域福祉課と連携し、助言・指導する。	継続		A		A	A	B	令和4年度から令和8年度までの運営(実地)指導における文書指摘事項平均項目数を2.9項目から2.5項目に削減することを目標として、介護保険法上適正なサービス提供を行う事業所を増やすことで、介護基盤の強化、整備を進める事業である。	A	公募された市民等が参加する地域密着型サービス運営委員会で市民等の意見をもとに事業運営を進めている。
3-(3)-②	P30	子育て応援課	職員の研修	児童ケア従事者の研修の充実を図るため、児童虐待への専門性を向上させるための研修や児童福祉司任用資格取得のための研修を受講する。	継続		B	定期的な職員研修参加による職員の資質向上及び対応の平準化。	A	C	D		D	
3-(3)-②	P30	増進型地域福祉課	市民後見人養成事業②	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	拡充	中核機関の円滑な事業運営の確保や権利擁護支援体制を推進するため、協議会を設置し定期的に開催した。	B	超高齢化社会を迎え、専門職後見人の不足が予想されることから引き続き、市民後見人の育成に取り組む必要がある。また、引き続き、中核機関が中心となり、成年後見制度に関する広報や相談支援、市長申立て等を含めた利用促進を進めて行く必要がある。	A	A	B	市民後見人バンク登録者数及び市民後見人受任者数	B	定期的な連絡会議を開催し、関係機関において意見交換や課題共有等を行う。また、バンク登録者研修や、市民後見人に対する日常的な相談支援及び専門相談を実施。
3-(3)-②	P30	増進型地域福祉課	新任民生委員への研修	新たに民生委員・児童委員に委嘱された方を対象に、その後の活動に役立つ情報提供を行ったり、各種事務の概略など紹介する。	継続		B	中途委嘱の方々に対しては、一斉改選時ほどの内容で行えていない現状があり、テキストの内容の見直し等で補う必要がある。	A	A	D		D	
3-(4)-①	P31	公民館	人権・憲法月間行事	人権や憲法をテーマにした映画や講演会等実施	継続		A		A	A	D		D	
3-(4)-①	P31	生涯学習課	人権教育推進事業	多文化共生・人権プラザでの識字教室の実施 月曜日:19:00~21:00 平均40回 木曜日:9:30~11:30 平均40回	継続		B	学習支援者の高齢化や人材不足の一方、外国人人口の増加による新たな展開等	B	A	B	文字を学ぶことにより生きる喜びと社会参加の機会を広げるよう取り組んでいる。	C	
3-(4)-①	P31	障がい福祉課	障がい者週間の啓発	障がい者週間(12月3日~9日)の趣旨を広く市民に周知し、障がい者問題の理解と認識を深め障がい者の自立と社会参加を図るため、身体障害者福祉協会と協働しながら、広報等による啓発やキャンペーン時等に啓発用品の配布や、週間中の「市民劇場」での市民啓発を行う。	継続		A		B	C	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
3-(4)-①	P31	障がい福祉課	障がい理解促進事業	障がい者差別解消法における合理的配慮の提供など、障がい福祉施策に関する情報を提供し、障がい者理解を促進する。	継続		A	当事者の状態やニーズに応じて、個別的な配慮が必要であるが、障害者差別解消法など仕組みを着実に小さな地域活動も含め周知啓発していく必要がある	A	B	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	人権セミナー②	人権・多文化共生等を主題に、市民と職員が同じテーブルで学びあう等で市民と共通の課題意識を持ち、市民及び職員の人権意識の向上を目指す。	継続		B	インターネット等新たな人権課題への関心も高まっており、多文化共生に向けた地域づくりが求められている。	A	A	A	人権意識の向上に向けて、テーマ・内容を工夫している。	A	とんだばやし国際交流協会と共催している。
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課(多文化共生・人権プラザ)	講座事業	各種講座事業を開催することにより、地域内外の人々との交流を促進すると共に人権意識の高揚に努める。	継続		B	興味をもって、参加してもらいやすい施設の目的に沿った、魅力的な講座を開催することが求められる。	A	A	A	人権意識の向上に向けて、テーマ・内容を工夫している。	C	
3-(4)-①	P31	教育指導室	人権教育指導事務	市の教職員に対する研修を行うとともに、市民に対する人権教育の推進を図る事業を補助する。	継続		B	チャイルドラインやペアレントトレーニング等、人権教育・啓発に関わる諸事業の広報を活性化する必要がある。	B	A	B	チャイルドラインへの電話着信回数	D	
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課	人権啓発事業・平和のつどい	「富田林市人権行政推進基本計画」に基づき、市民的権利と市民的自由について自らが権利の主体として認識できるよう人権教育・啓発に取り組む。また、世界恒久平和の実現のため、戦争体験者から戦争の悲惨さを後世に語り継ぎ、二度と戦争を起さないよう平和への意識を育む。	継続		B	人権課題が複雑・多様化する中、より一層人権教育・啓発活動に取り組む必要がある。また、戦争を知らない世代が増えていく中で、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていく方法の検討が必要である。	A	A	A	すべての人の人権が尊重される社会をめざして、さまざまな市民団体や、学校、人権擁護委員による相談事業などに取り組んでいる。また、戦争や核兵器のない平和な世界の実現に向けて、戦争の実相を伝え、平和について考える取組を続けている。	A	前年度の人権展や戦争展のアンケートも参考に実施内容を検討している。また、人権展では様々な団体から参加する実行委員との話し合いにより、講演会のテーマなどについて決定している。

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	← 拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	← 施策推進上の課題	必要性① (公共性)	必要性② (市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	← 目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話のプロセス	← 対話のプロセスの具体的な内容
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課	男女共同参画事業	「富田林市男女が共に生きやすい社会づくりを推進する条例」及び「富田林市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた人権教育・啓発に取り組む。	継続		B	家族の形態が変化し、人生が多様化しているなかで、継続的に性別役割分担の解消を啓発していく必要がある。	A	A	A	男女共同参画社会実現のため、講座の開催や、啓発リーフレットなどさまざまな啓発事業を行っている。	A	男女共同参画フォーラムでは、毎年どのようなテーマで、何をするかを、実行委員にアイデアを募り、話し合いで決定している。
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課	とんだばやし人権フェア	身近なところから人権について考え、正しい理解を持ってお互いを尊重するとともに、自尊感情を育む機会となることを目指す。また地域で活動する市民団体による情報発信及び交流の場として実施する。	継続		B	若年層の参加や市民活動団体への参加呼びかけを行い、来場者数の増加を図る必要がある。	A	A	A	すべての人の人権が尊重される社会をめざして、さまざまな市民団体や、学校、人権擁護委員、市民などと協働して実施しているイベントである。	A	団体発表、ポスター表彰式、講演会などのそれぞれの実施主体と交流の場が持たれている。また、様々な団体から参加する実行委員との話し合いにより、講演会のテーマなどについて決定している。
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課	男女共同参画フォーラム	男女が共に生き生きとした人生の過ごし方や多様な生活について考える機会を提供することを目的とし、公募による実行委員で構成された実行委員会により準備から報告書作成まで行う。	継続		B	実行委員やイベント参加者の年齢層に偏りがあるため、若い世代にも関心を持ってもらうことが必要である。	A	A	A	男女共同参画社会実現のため、市民と行政が一体となって意識啓発を行っている。	A	毎年どのようなテーマで、何をするかを、実行委員にアイデアを募り、話し合いで決定している。
3-(4)-①	P31	人権・市民協働課	LGBTQコミュニティスペース「にじいろブーク」②	性的マイノリティ当事者やその家族、支援者が安心して悩みや思いを共有できる居場所として定期的に開催する。	継続		B	若年層などこれまで参加したことがない人にも関心を持ってもらえるようなテーマ設定や周知広報などに工夫が必要である。	A	A	A	すべての人が自分らしく生きていくことができる社会実現のため、当事者や支援者が安心して訪れられる居場所を提供している。	A	参加者アンケートを参考に、協力団体やファシリテーター等と対話のうえで年間の事業計画を策定している。
3-(4)-②	P31	高齢介護課	高齢者虐待防止の普及・啓発及びネットワークの構築	定期的に3圏域の地域包括支援センターと継続対応しているケースの支援方策の検討を行う。	継続		A		A	A	A	高齢者虐待が未然に防止できることを目指し、早期発見・早期対応の啓発や養護者支援を実施している。	A	高齢者虐待に関する庁内関係課や関係機関とのネットワーク会議を開催し、課題の共有、対応策の検討を行っている。
3-(4)-②	P31	こども政策課 子育て応援課	育児支援家庭訪問事業 子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、家庭訪問支援員が訪問による支援を行う	継続	令和6年度より改正児童福祉法施行により、事業名称変更	B	・育児ヘルパー委託事業先の確保 ・訪問支援員の継続的確保	A	A	B	・育児ヘルパー利用家庭数(件) ・子育て世帯訪問支援家庭数(件)	D	
3-(4)-②	P31	子育て応援課	親支援事業	虐待を起こした親の回復のため、「MYTREEベアレンツ・プログラム」を実施。令和4年度より虐待予防プログラムとして子育て中の保護者を対象に「前向き子育て講座トリプルP」を実施。	継続		B	「MYTREEベアレンツ・プログラム」の方が特に参加人数が少ない。	A	C	B	参加者数(人)	B	
3-(4)-②	P31	子育て応援課	母子生活支援施設設置事業	配偶者等の暴力から避難するために、児童とともに母子生活支援施設に入所させて保護をする。	継続		B	配偶者等の暴力から避難することが目的の施設のため、施設が遠方となり、定期面接や自立に向けての支援が難しい。	A	A	C	DV被害等の事情を抱える母子が緊急的または自立するまでの間、安心して生活するための事業であり、成果指標になじまない。	D	
3-(4)-②	P31	障がい福祉課	市障がい者虐待防止センターの設置	①障がい福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、通報・相談を受ける。 ②障がい者虐待防止法の周知を行う。	継続		A	緊急一時保護のためのシェルター確保ができていないが、身体、知的、精神障害、発達障害、医療的ケア者など多種多様な障害に対応できる施設がない	A	B	B	当事者の権利養護ができるよう障害者理解を促進、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	B	各部会等を通じた関係機関との課題整理や解決方法について共有する場の整備を行い必要に応じて関係機関との対応について協議を行っている
3-(4)-②	P31	人権・市民協働課	相談カードの設置	女性の悩み相談の実施日連絡先などを記載した名刺サイズの相談カードを市内関係機関や市内婦人科クリニックなどに設置	継続		B	女性が手に取りやすい場所に設置する必要がある。	A	A	A	相談カードの配布にあたっては、DV対策連絡会議の場を活用し、暴力のない社会をつくるという理想を確認している。	D	
3-(4)-③	P32	高齢介護課	成年後見制度利用支援事業	高齢者の成年後見制度の申立(市長申立)に要する経費について、低所得者の負担を軽減し、利用促進を図る	継続		B	利用促進の観点から、制度の対象者要件について、市長による申立てを行ったもの以外を対象とするかの検討が必要。	A	A	B	高齢者の判断能力が低下した時にも権利が侵害されることなく安全に安心して生活できることを目的として、制度の啓発や適切な制度利用を支援する事業である。	A	中核機関で法律等の専門職との意見交換を行う場を持っている。
3-(4)-③	P32	障がい福祉課	成年後見制度利用支援事業	障がい者の成年後見制度の申立(市長申立)や後見人等報酬に要する経費について、低所得者の負担を軽減し、利用促進を図る。	継続		A	助成対象者の拡大を目的とした場合、コスト増が生じる	B	B	B	当事者の権利養護ができるよう障害者理解を促進、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
3-(4)-③	P32	増進型地域福祉課	市民後見人養成事業③	市民後見人の養成及び受任調整、受任後の活動支援等を行い、市民後見制度を推進することにより、成年後見制度の利用促進を図る。	継続		B	超高齢化社会を迎え、専門職後見人の不足が予想されることから引き続き、市民後見人の育成に取り組む必要がある。また、引き続き、中核機関が中心となり、成年後見制度に関する広報や相談支援、市長申立て等を含めた利用促進を進めて行く必要がある。	A	A	B	市民後見人バンク登録者数及び市民後見人受任者数	A	定期的な連絡会議を開催し、関係機関において意見交換や課題共有等を行う。また、バンク登録者研修や、市民後見人に対する日常的な相談支援及び専門相談を実施。
3-(5)-①	P33	関係課	※重点施策2の評価に含める											
3-(5)-①	P33	人権・市民協働課	犯罪被害者等支援事業	犯罪被害を受けた方やその遺族、家族へ見舞金の支給や日常生活に関するサービスの提供を実施し、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援を行う。	新規		B	犯罪による被害者がいない場合には本事業の利用はないので問題ないが、実際に犯罪の被害者が発生した場合に確実に周知することができるかが課題となる。	A	A	D		D	
3-(5)-①	P33	増進型地域福祉課	地域福祉重層的支援体制整備事業	対象者の属性に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、複合課題や制度の狭間の支援ニーズに対応できるよう、分野横断的に包括的な支援体制を整備する。	継続		B	制度の狭間や複合的な課題を有するケースの掘り起こし、課題の整理など、分野横断的な支援を積み重ねていくことで、連携のための援助観や援助方針の向上など組織力の強化が求められる。	A	A	A	多様な地域活動による地域づくり(プラットフォーム)を土台として、属性を問わない相談支援と参加支援による地域とつなぐ個別支援を関連付けていく。	A	孤独・孤立や複合課題を抱える潜在的な対象者を把握し、個々の状況に寄り添ったアウトリーチによる伴走支援に取り組んでいく。
3-(5)-①	P33	高齢介護課	高齢者重層的支援体制整備事業	制度の狭間や複合課題への新たな取組み「重層的な支援体制」の構築	継続		B	制度の狭間や複合課題、分野横断的な支援を要するケースへの対応など、引き続き強化が必要	A	A	A	複合的な課題を抱えるケースに対して、制度間の狭間や年齢等により途切れることのない支援を実施する体制を目指し、多機関他分野の連携や福祉・教育部局を含めた分野横断的な支援体制の構築を進めている。	A	関係部署間の連携や会議により、課題の共有及び対応策の検討を行っている。

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	←対話的プロセスの具体的内容
3-(5)-①	P33	こども育成課	こども誰でも通園制度事業	保育所等を利用していない0歳6カ月～3歳未満の未就園児を保育所等で定期的にお預かりする事業を試行実施	新規		A		A	A	C		D	
3-(5)-②	P33	高齢介護課	街かどデイハウス事業、高齢者見守り訪問支援事業	高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、社会的孤立の解消、自立生活の助長、要介護状態への進行を予防するために通所する。また、社会参加や社会適応が困難な高齢者等を訪問により安否確認や日常生活上の助言等を行う。	継続		B	高齢者見守り訪問事業を受託する事業者が減り、利用実績も少ない。類似の他の訪問事業と合わせて制度の整理が必要である。	B	A	A	介護認定のない高齢者が、安心して通える場や気軽に相談できる訪問相談員とのつながりを持つことで、介護予防や残存能力の維持に取り組み、課題発生時には早期に対応できる関係を構築する事業である。	B	街かどデイハウスの委託事業者と課題を共有する機会を持ち、適宜改善案を検討している。
3-(5)-②	P33	生涯学習課	子ども・若者支援事業②	子ども若者育成支援推進法に基づき若者のひきこもり対策事業及び若者の視点を生かした若者支援事業を実施する。ひきこもり対策の充実のため、ひきこもり当事者を支援につなげるための居場所の提供や家族会の開催を行う。	継続		B	子ども若者育成支援推進法に基づき若者のひきこもり対策事業として、実施しているが、8050問題があるように対象者が高齢化しており、若者以外の相談も広く受け入れている現状がある。担当課には、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職が配置されておらず、福祉施策(障がい、生活保護、生活困窮)などの知識や経験がないため、福祉部門との連携が難しい。	B	B	B	高齢、福祉部門や就労支援との連携の充実など横断的な対策に取り組んでいる。	B	ひきこもり相談窓口を委託している4事業者と連携を図っている。ひきこもり事業はチラシや市ウェブサイトで情報発信に努めている。
3-(5)-②	P33	商工観光課	就労相談	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)に就労困難者に対して、就労支援コーディネーターによる雇用・就労に関する相談を実施	継続		B		B	B	B		D	
3-(5)-②	P33	増進型地域福祉課	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者自立支援法に定められた必須事業(自立相談支援事業・住居確保給付金)及び自治体の任意で選択できる任意事業(一時生活支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業・就労準備支援事業)を実施し、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方(生活保護受給中の方は除く)に対して、包括的な支援を行うことで自立促進を図る。	拡充	平成30年の法改正により、任意事業である家計改善支援事業の実施について努力義務とされたことを受け、業務委託により事業実施した。	B	令和7年4月1日施行の法改正があり、対応が必要である。	A	A	B	本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援及び就労その他の支援を行うとともに、関係機関と連携し横断的な支援体制を構築し、生活困窮者への早期対応や必要な支援につなげている。	B	電話や窓口相談に加え、アウトリーチにより個々が抱える多様化する課題を支援員が評価・分析しながら自立に向けた支援プランを作成し個々の状況に応じた支援に努めている。
3-(5)-②	P33	生活支援課	生活保護事業	生活保護に関する相談や各種調査、生活保護世帯への必要な保護を行う。また、就労意欲の醸成及び育成を図り、就労活動を支援することで自立した生活を営むことができるよう支援する。	継続		A		A	C	D		D	
3-(5)-②	P33	こども政策課	子ども食堂の運営支援	地域における子どもの居場所として、こども食堂の安定的な運営に向け、食材費等の経費の補助や、社会福祉協議会等と連携しながら、各団体の情報交換や新規開設相談、ボランティアの育成に取り組む。	継続		B	こども食堂の開設が毎年増加しているが、開設場所に偏りがある	C	A	B	こども食堂の参加者数(人) 開設小学校区数(校区数)	B	こども食堂・居場所づくり事業の必要性、可能性を研修会、講演会等で積極的に伝えている。
3-(5)-②	P33	生活支援課	被保護者就労支援事業	被保護者の就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。	継続		A		A	C	D		D	
3-(5)-②	P33	生活支援課	被保護者就労準備支援事業	就労に向けた支援を実施するにあたり、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者に対し、課題の解消に向けた助言を行う。	継続		A		A	C	D		D	
3-(5)-②	P33	教育指導室	児童就学援助事業 生徒就学援助事業	就学援助受給世帯で、フリースクールへ通室している児童に対し、経済的支援を実施	新規		A		B	A	D		D	
3-(5)-③	P34	健康づくり推進課	自殺対策(ゲートキーパー養成講座)	いのちを支える人材を育成するためのゲートキーパー養成講座を年8回開催	継続		B	開催回数や方法について工夫検討が必要	B	C	B	富田林市における自殺死亡率	B	令和6年度は新たに3年目職員研修としてゲートキーパー養成講座として実施。市民のニーズが低いことが課題。
3-(5)-④	P34	増進型地域福祉課	社会を明るくする運動補助事業	社会を明るくする運動に要する経費について、富田林地区保護司会への支援を行う。	継続		A	富田林地区保護司会への単年度補助事業であり、計画どおりに事業を実施し、毎年必要経費を抑える努力をされている。	B	A	C	効果検証は難しいが、中学生を対象とした作文コンテストを含め、市民全体で犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会づくりに寄与している。	D	
4-(1)-①	P35	健康づくり推進課	二次救急医療体制整備補助事業	南河内二次医療圏における二次救急医療体制の整備	継続		A	なし	B	A	B	年間二次救急受入れ患者数	D	
4-(1)-①	P35	健康づくり推進課	富田林病院補助事業	救急診療事業及び患者送迎バス運行事業の補助	継続		A	なし	B	A	B	年間入院患者数	D	
4-(1)-①	P35	健康づくり推進課	準夜初期救急医療事業補助事業	南河内二次医療圏における準夜初期救急の整備	継続		A	なし	B	A	B	年間準夜初期救急受入れ患者数	D	

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性①(公共性)	必要性②(市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	←対話的プロセスの具体的内容
4-(1)-①	P35	健康づくり推進課	休日診療所事業	日曜、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)の急病人に対して応急的な医療提供を行う。	継続		A	なし	B	A	B	休日診療所年間患者数	D	
4-(1)-②	P35	障がい福祉課	移動支援事業	地域生活支援事業の一環として、屋外での移動に困難のある障がい者(児)の、社会参加のための外出を支援している。	継続		A		A	B	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
4-(1)-②	P35	障がい福祉課	重度障がい者タクシー料金補助事業	重度障がい者(児)【※福祉施設等に入所している人、外出支援サービスを受けている人を除く】に対し、タクシー料金の基本料金を補助することで、生活行動範囲の拡大、社会参加の促進を図る。	継続		A	当事者の高齢化に伴うニーズの増加	B	A	B	障害者への理解を促進し、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
4-(1)-②	P35	障がい福祉課	障がい者(児)ライフサポート推進事業	①送迎サービス:通学又は通所を支援するため、自宅と最寄り駅等の間の移送を行う。 ②宿泊支援:保護者等の病気等により緊急に預け入れが必要となった場合、宿泊の支援を行う。	継続		B	利用が一部の障がい者に偏る傾向にあり他の代替サービスとの区別化が難しい	C	C	B	障害者への理解を促進し、既存のサービスでは補えないニーズをサポートすべく、障害者自身が安心して暮らしていける地域をつくる	C	
4-(1)-②	P35	増進型地域福祉課	福祉有償運送事業	高齢者や障がい者等、公共交通機関を利用して移動することが困難な方への移動手段として、福祉有償運送が安全に運営され、多様なニーズに応じることができるよう、サービス事業者への制度周知や活用促進を目指す。	継続		B	現在福祉有償運送事業を担う事業者が市内にいないため、地域の多様なニーズに対応できるよう、制度周知及び事業者への支援の充実を図る。	D	A	D		B	幹事市輪番により、年3回開催される大阪府中部ブロック福祉有償運送市町村共同設置運営協議会で、福祉有償運送について、その必要性、旅客から収受する対価その他運送を実施するに当たり必要となる事項を協議している。
4-(1)-②	P35	交通政策室	レインボーバス等運行事業	高齢者等の交通弱者の移動手段の確保等を目的に運行。近鉄バスへ運行委託し、その経費の一部を補助する事業。	継続		C	レインボーバスのあり方について、さらなる検討の必要がある	C	A	A	令和5年度に富田林市交通会議においてそのあり方を議論し、路線見直し及び運賃改定を行い、引き続き検討を行っている。	B	市民、交通事業者等が参画する「富田林市交通会議」において議論を重ねている
4-(1)-②	P35	交通政策室	交通政策検討事業	公共交通の利用者の減少や移動困難者の増加に伴い、安定した移動手段の確保が喫緊の課題であり、誰もが安心して安全に移動できる交通システムの構築を市民と連携して取組む事業	拡充	金剛自動車のバス事業廃止に伴い、新たな公共交通の確保に必要な事業を実施	B	金剛自動車のバス事業廃止に伴う事業を優先したことにより、地域公共交通計画で定めた各事業の展開が図れなかった。	A	A	A	富田林市地域交通計画に基づき、各事業の展開を行っていく。	A	市民、交通事業者等が参画する「富田林市交通会議」において議論を重ねている
4-(1)-②	P35	交通政策室	地域公共交通活性化協議会事業	「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」を通じ、金剛ふるさとバスの運行にかかる経費等の一部を負担。	継続		B	金剛バスの廃止後の交通空白を解消することを最優先とした運行形態であるため、市民ニーズに合致した運行形態の検討が必要。	B	A	A	令和6年度に金剛ふるさとバス沿線等地域交通計画を策定した。	A	市民、交通事業者等が参画する「富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会」において議論を重ねている
4-(1)-③	P35	交通政策室	交通安全教室	本市内で開催される交通安全教室の開催(小学校・幼稚園・保育園・地域高齢者)	継続		B	小学校・幼稚園・保育園・中学校については予定通りに実施できたものの、地域高齢者向けの実施については、開催要望が少なく、新型コロナ禍前の水準に戻っていない。	A	A	C		A	交通安全教室の開催呼び掛けや、交通安全講習会及び交通安全運動にかかる各種イベントへ各種団体への参加啓発を積極的に行っている。
4-(1)-④	P36	危機管理室	青パト巡回パトロール	事故や犯罪を未然に防ぐため、学童の下校時の見守り、下校後の安全、また地域における不審者等に対する、警戒を行う。	継続		A	市内全域のパトロール強化には、業務委託による青パト活動の充実強化の検討が必要。	A	A	A		B	民間団体の青パト巡回パトロールについては、活動を継続いただけるよう、可能な限り、サポートに努めている。
4-(1)-④	P36	危機管理室	春・秋の地域安全運動 街頭キャンペーン	各駅前(7か所)にて地域安全運動の啓発用品を乗降者に配布し「街頭犯罪や侵入窃盗の被害防止」を呼びかける(市・警察・防犯委員)。	継続		A		A	A	D		A	主催は管内防犯協議会であるが、事業実施に際し、事前に防犯委員会や警察、市と、実施内容の調整を行っている。
4-(1)-④	P36	危機管理室	防犯カメラ補助金	市民の安全確保を図るため、防犯カメラの設置費の一部を補助する。プライバシーに十分配慮した形で設置を促進し、犯罪抑止に寄与するとともに、地域コミュニティにおける防犯対策の充実を図る。	継続		A	修繕費など補助対象の充実を望む一方で、プライバシーを懸念される意見も有る。	B	A	A	補助制度利用総台数	A	設置補助申請に伴い、現場立会を行っている。
4-(1)-④	P36	危機管理室	防犯灯補助金	市民の安全確保を図るため、防犯灯の設置費の一部を補助する。また、環境への配慮のため消費電力の少ないLED防犯灯の普及を推進する。	継続		A	消費電力の少ないLED防犯灯への取替の推進により、一定普及は進んでいるが、補助額が区分毎に定額のため、近年の電気代高騰による影響が加味されていない。	B	A	A	防犯灯市内全灯数	A	設置補助申請に伴い、近隣の設置箇所の確認などの情報提供を行っている。
4-(1)-④	P36	教育指導室	子ども安全見守り隊	小学校区ごとに、地域の方々により組織された見守り隊が登下校時に子どもの安全見守り活動を行う。活動の主体はボランティアによるものではあるが、学校や保護者との協力的な活動といった面もあり、子どもを見守る取組みとして地域に根付いている。	継続		B	地域ボランティアの高齢化による後継者不在は課題として挙げられ、活動の存続に関わる課題にもなり得ることから、人材の掘り起こしが必要である。	B	A	D		D	
4-(1)-④	P36	教育総務課	防犯ブザーの貸与	通学時の安全対策の一環として、毎年4月に市内公立全小学校の新1年生へ防犯ブザーを貸与。	継続		A		B	A	C		C	
4-(1)-④	P36	生涯学習課	こども110番運動	こども110番運動	継続		B	登録者数の把握等を小学校に依頼しているため、実態を把握していない。また、府民会議からの提供を受けたタペストリー等を配布しているのみであり、提供がなくなった場合に、新たに予算化して提供することは難しい。	B	A	B	広報等を通じて、事業のPRを行う。府民会議から啓発物品の提供があれば、継続してこども110番登録者に配布を行う。	B	
4-(2)-①	P37	増進型地域福祉課	避難行動要支援者支援対策事業	避難行動要支援者名簿の整備と地域での支援体制の確立を図る。	継続		B	災害時の支援が期待できる地域支援組織が55組織ほどしかなく、全市域をカバーできていない。また、個別避難計画についても策定率を上げていく必要がある。	A	A	B	災害によって誰一人命を落とすことのないよう、市内全域に避難行動要支援者地域支援組織の設立促進や、避難行動要支援者名簿の整備、並びに個別避難計画の作成を進める。	A	民生委員・児童委員に名簿を提供することもあり、様々な意見をいただくことがあるが、提供の目的を実現していただくための改善を図っている。

●評価事業一覧(令和6年度評価)

体系	計画ページ	担当課	事業名	事業内容	取組状況	←拡充の内容や廃止の理由など	進捗評価	←施策推進上の課題	必要性① (公共性)	必要性② (市民ニーズ)	目的実現型のアプローチ	←目的実現型のアプローチとして示せる内容	対話的プロセス	←対話的プロセスの具体的内容
4-(2)-②	P37	危機管理室	防災フェア②	防災関係機関、災害協定団体による活動や取組の紹介、防災資機材の展示、各種体験コーナーを通じ、防災意識の高揚を図る。なお、令和4年度より、事業名称を防災訓練から防災フェアに改めた。	継続		A		A	A	A	事業への参加者数	A	事業説明会等で参加協力団体に、どのような協力がいただけるかの確認を行い、可能な限り意向に添えるよう努めている。
4-(2)-②	P37	危機管理室	自主防災組織設置育成事業	「自らの地域は自ら守る」の精神をもって組織する自主防災組織の結成に対し、地域の防災活動に必要な資機材の整備を行う。	継続		B	・自主防災会立ち上げの役員選任に苦慮 ・地区内において、備品収納倉庫の設置場所に苦慮(地区内に公園等が無い) ・旧住民と開発地住民との交流がない ・水害の少ない地域は、災害に対する意識が希薄である	A	A	A	各年度内8組織の育成を目標に、令和8年度末には、市内120組織達成を目指す。	B	広報誌等を通じて、自主防災組織の意義を呼びかけ、新たな立ち上げや、既存組織の活性化について相談があった時には、希望に応じて地域に向向いて対応している。